

〈卓話レジュメ〉

貧困問題とその取り組み

1 私はなぜ貧困問題に取り組んでいるか

- ・上からの制度論（医療保険）と下からの制度論（生活保護）の違い

2 日本における「貧困」の実情

(1) 増え続ける生活保護制度利用者

- ・生活保護制度利用者は、制度発足以来最多数を更新し続けている

1995年（平成7年） 88万2229人

2000年（平成12年） 107万2241人

2005年（平成17年） 147万5838人

2010年（平成22年） 195万2063人

2011年（平成23年）7月 205万0495人と現行制度発足以来最多数となる

2014年（平成26年）2月 216万6381人、159万8818世帯、
1.70%

(2) 相次ぐ「餓死」「孤立死」

- ・2012年（平成24年）1月以降全国で餓死・孤立死が相次いで報道される。

2012年（平成24年）1月20日 札幌市白石区、42歳の姉（病死）と40歳の障がいを持つ妹（凍死）の孤立死事件

姉が3回にわたって福祉事務所に生活保護の相談に訪れているにもかかわらず、いずれも追い帰された→孤立死に至る

同じ札幌市白石区で、25年前にも、母子家庭の母親が生活保護申請が認められず餓死した事件→生活保護制度のあり方が厳しく問われた。

2013年（平成25年）5月24日 大阪市北区のマンションの一室

で28歳の母親と3歳の息子が餓死した事件。約3ヶ月発見されず。
2013年（平成25年）11月18日 大阪市東淀川区の集合住宅の一室
で、31歳の女性餓死事件。遺体は一部がミイラ化していた。

2014年（平成26年）9月24日 千葉県銚子市家賃滞納で県営住
宅から立ち退きの強制執行日だった24日に43歳の母親が中学2年
生の13歳の長女の首を絞めて殺害した事件

(3) 「格差」の拡大と深刻化する「貧困」

- ・ 1世帯当たり平均所得金額の推移
- ・ 貯蓄なし世帯の増加
- ・ 貧困率の推移

2006年（平成18年）時点での相対的貧困率

15.7% [2009年（平成21年）に公表]

2009年（平成21年）時点での相対的貧困率

16%とさらに悪化 [2011年（平成23年）7月に公表]

OECD諸国のデータ

2005年（平成17年）の日本の全人口の相対的貧困率は、メキ
シコ18.4%、トルコ17.5%、米国17.1%に次いで第4位の14.9
%

生産年齢人口の相対的貧困率は、2006年（平成18年）で、米
国13.7%につぐ13.5%と第2位

子どもの貧困率

2006年（平成18年）14.2%

2009年（平成21年）15.7%となり、OECD中で9番目の高さ

- ・ ジニ係数
- ・ 非正規労働者の増加
- ・ 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移
- ・ 年齢階層別被保護者の推移

3 貧困を克服するために本来どのような対策が必要なのか

貧困を生み出す原因にあわせた対策が必要

- ・ 具体的には、①労働の現場→非正規雇用の規制や最低賃金のアップ等による雇用の安定（まともな仕事があり、仕事に就けば何とか生活できる賃金が得られる）対策
 - ② 社会保険、とりわけ完全失業者のうち 2 割程しかカバーしていない雇用保険の失業給付の充実、医療保険の給付内容の充実
 - ③無年金、低年金高齢者（月額 5 万円未満の年金受給者約 1000 万人）対策としての最低保障年金の創設
 - ④先進諸国並みに低所得者向けの家賃補助（住宅手当）制度を創設すること等の対策
 - ⑤教育の無償化
高すぎる教育費と高利の奨学金

4 現実に散られている施策は

(1) 生活扶助基準の引き下げ

- ・ 3年間で総額 670 億円（平均 6.5%、最大 10%）引き下げる
低所得世帯（下位 10%）の消費水準との比較で 90 億円

「物価の動向」（デフレ）を理由に 580 億円

→この結論を導き出すために、厚生労働省は、「生活扶助相当 CPI」という「偽装物価指数」を取り入れたごまかしの数字操作

(2) さらに、社会保障制度の大幅な後退

- ・ 社会保障制度改革推進法という社会保障解体推進法
2012 年（平成 24 年）8 月 10 日に消費増税とともに成立
自己責任を強調
社会保障給付全体の抑制を志向

- ・医療費の窓口負担割合の増加
- ・介護保険の利用者負担の増加
- ・介護度の軽い人の保険対象からの除外
- ・障がい認定の厳格化

(3) 生活扶助基準「引き下げ」がもたらす他の制度への直接的影響

- ・→最低賃金の額の引き上げを不要とする
 - ・基礎年金の給付水準、障がい年金の額も減額して良いということになる。
 - ・住民税の非課税基準が下がる→障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの負担上限額など各種の負担限度額（上限額）の上昇
 - ・「就学援助」の基準の厳格化
 - ・国民健康保険の保険料や窓口負担の減免、介護保険料の軽減基準、保育料の徴収基準など軒並みに厳しくなる。
- 貧しいものはより貧しくなり、富めるものはますます富む状態に

5 社会保障と財政の現状はどうなっているか

(1) 生活保護の費用は「多額」なのか

- ・生活保護費の対 GDP 比の国別比較
- ・公的社会支出の対 GNP 比率

(2) 日本の捕捉率、利用率の国際比較

・生活保護を利用している人の割合（利用率）と本来生活保護が必要な生活レベルの人で実際に保護制度を利用している人の割合（捕捉率）が、日本については異常に低い。

・日本（2010年）	利用率	1.6%	捕捉率	15～18%
	ドイツ	9.7%		64.6%
	フランス	5.7%		91.4%
	イギリス	9.27%		47～90%

スウェーデン 4.5% 82%

(3) 財源はないのか

- ・税金を払わない「巨大企業」
- ・巨額な消費税収入は、法人税減税で消えている
- ・税金は金持ちから取れ

6 今何をしなければならないか

(1) ナショナル・ミニマムの確立

- ・非正規労働の規制と雇用の安定
 - ・最低賃金の引き上げ
 - ・失業給付の充実
 - ・年金 最低保障年金制度の創設
 - ・医療の自己負担分の軽減
 - ・低所得者向けの家賃補助
- あわせて生活保護基準の「引き上げ」を（資料 13）

(2) 不公平税制の是正

- ・所得の再分配機能の強化

(3) 「分かち合い、支え合う」社会をめざして